



平成 27 年 6 月 17 日

各 位

会 社 名 日本エマージェンシーアシスタンス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 吉田 一正  
(コード番号：6063)  
問合せ先 常務取締役 前川 義和  
( TEL. 03-3811-8121)

## 「内部統制システムに係る基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことを踏まえ、平成27年6月15日開催の取締役会において、「内部統制システムに係る基本方針」の内容の一部改定を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

### 内部統制システムに係る基本方針

当社は会社法および会社法施行規則等にもとづき、内部統制システムの構築において遵守すべき基本方針を以下の通り定める。また、本方針に基づく内部統制システムの整備状況を継続的に評価し、必要な改善を図ることにより、一層実効性のある適正な内部統制システムの構築・運用を実施していく。

#### 1、取締役および使用人の職務執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制

①当社は、取締役および社員、その他の従業員が法令および定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための行動規範を示した「EAJ 行動規範」に基づき、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行い、取締役および使用人が一丸となって法令遵守の徹底や企業倫理の確立に努める。また、コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、「コンプライアンス規程」に基づき、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、教育、啓蒙等必要な諸活動を推進する。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内相談・報告体制として、「内部通報制度運用規程」に基づく、内部通報制度を整備運用する。

②業務執行部門から独立した内部監査室は、定期的に内部監査を実施し、その結果を社長に報告するとともに被監査組織へフィードバックする。

③当社は、市民社会の秩序ならびに健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、それらの活動を助長するような行為を行わない。反社会的勢力からの接触や不当要求に対しては、管理部を担当部署とし、不当要求防止責任者を選任のうえ、所轄官庁および関連団体と緊密に連携を図りながら、その排除に努めるとともに、組織全体で毅然とした態度で臨むことを徹底する。

④当社は、当社および子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制システムの構築を行う。その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法およびその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備し、運用する。

## 2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

①当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役が「稟議・決裁規程」に基づいて決定した文書など、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書および電磁的記録等管理規程」に基づき、保存・管理する。

②当社は、情報セキュリティに関する基本方針および諸規程の整備ならびにパソコン、データ、ネットワーク等、各種情報のインフラに対して内外からの脅威が発生しないよう、適切な保護対策を実施する。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程、その他の体制

①当社は、リスク管理体制の基礎として「リスク管理基本規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を整備、構築する。

②「リスク管理基本規程」に基づき、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、適切なリスク管理を推進する。

③不測の事態が発生したときは、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめる努力をする。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、年度予算を策定し、全社的な目標および各組織の目標を設定すると同時に、予算と実績の対比を原則として毎月一回、取締役会で報告し、以後の活動に反映して効率的な職務執行を目指す。

②また、定例の取締役会を毎月一回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督などを行う。また、職務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行うために、随時、テーマに関連する取締役および組織長を招集し、意思決定会議を行う。

## 5. 当社および子会社から成る企業集団（「当社グループ」）における業務の適正を確保するための体制

### （1）子会社の取締役の職務に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「子会社管理規程」を定め、同規程に基づき当社グループの事業運営を実施するものとし、当社の取締役と子会社の取締役との間で、定期的に会合を行う。また子会社は同規程に定める重要事項について当社の承認を受けるとともに、同規程に定める経営状況、経営指標等の報告を行うものとする。

### （2）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の「リスク管理基本規程」に基づき、子会社のリスク管理体制を構築させ、適宜報告を受けものとする。

また、子会社において損失リスクが顕在化した場合には、「子会社管理規程」に従い速

やかに当社に報告し、当社および当該子会社間で対策を協議・実施することで損失の拡大を防止する。

(3) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループを対象とした年度予算を策定し、当社グループの目標および各子会社の目標を設定すると同時に、予算と実績の対比を原則として毎月一回、子会社の取締役が参加する組織長会議で報告し、以後の活動に反映して子会社の効率的な職務執行を目指す。

また、職務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行うために、随時、テーマに関連する当社の取締役および子会社の取締役を招集し、意思決定会議を行う。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制「E A J 行動規範」、「コンプライアンス規程」および「内部通報制度運用規程」を当社グループ全体に適用し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備・確立を推進する。

また、当社の内部監査室は、定期的に当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社社長に報告するとともに、被監査子会社にフィードバックすることにより、当社グループ全体のコンプライアンス体制を強化していく。

## 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助するため、必要な使用人を配置する。

## 7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の補助使用人は、監査役の指揮命令に従うものとする。

また当該補助使用人の人事異動・人事評価、懲罰等の決定については、事前に監査役会の同意を得るものとする。

## 8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

①当社グループの取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、監査役に報告する。

②当社グループは、監査役への報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループ内に周知徹底する。

③内部監査室は、監査の結果を適時、適切な方法により監査役に報告する。

④通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況は定期的に監査役に報告する。

⑤内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が希望する場合には、速やかに監査役に報告する。

## 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社は、さまざまな機会をとらえて、当社グループの取締役、使用人の監査役監査に

対する理解を深めさせ、監査役監査の環境を整備するよう努める。

②当社社長は、監査役との定期的な意見交換会を開催し、監査役が意見または情報の交換ができる体制とする。

③内部監査人は、監査役との連絡会議を定期的にまた必要に応じて開催し、取締役および使用人の業務の適法性、妥当性について監査役が報告を受けられる体制とする。

④当社は、監査役が会計監査人と円滑に連携できる体制づくりに向けて必要な施策を実施する。

#### **10、監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針**

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

以上